

町長への手紙・回答内容

(R 7. 12月受付分)

NO	投稿者 氏名・住所	(要望・意見内容) 【 】内は担当課	回 答
1	70代 女性	<p>毎日お勤めご苦労様です。</p> <p>1. 談話できる場所の設置について</p> <p>新庁舎の内容はよく分かりませんが、先月「音楽見本市」等（催し）に足を運びますが、その都度談話する場所がなく残念です。</p> <p>一息つける場所を設けてほしいです。</p> <p>2. あいぱるの利用について</p> <p>場所的には町の中心から離れていると思いますが（あいぱる）交流館がありますので、色々な催し等を利用できないものかと思います。</p>	<p>1. 談話できる場所の設置について</p> <p>町では、庁舎3階の交流スペース（開庁時間内、飲食可、飲酒不可）やフレンドリープラザロビー等が、春からは川西まちなかテラスがオープンし、そのホワイエもお使いいただけます。併せて、各地区センターやあいぱる等についても、予約等による貸館となりますがあ使いいただけます。また、町内にはカフェ等の飲食店もございますので、場面に応じて選択していただければ幸いです。</p> <p>2. あいぱるの利用について</p> <p>交流館あいぱるは、一定の条件を満たせばどなたにでも、校舎や体育館、グラウンドを貸し出してご利用いただいております。ぜひご利用ください。また、あいぱるを会場に開催される催しへの参加は、利用団体にお問い合わせください。</p>

2	70代 女性	<p>1. 暖房便座の設置について</p> <p>町主催の行事に参加させて頂きありがとうございます。</p> <p>その施設のトイレで便座が冷たいので改良して頂きたいと思います。</p> <p>2. パソコン講習会の開催について</p> <p>コロナ禍以前の話になりますが、パソコンの講習会がありました。パソコンやスマホの老人向けの講習会を開いて欲しいです。身近な所に聞ける（教えて頂ける）人がいないので、先生は高校生でも、この方面に詳しい高齢者でも誰でもいいので橋渡しをお願いしたい。</p>	<p>1. 暖房便座の設置について</p> <p>暖房便座の設置がなされていない施設につきましては、ご不便をおかけし申し訳ございません。</p> <p>今後、トイレの改修工事等を行う際には、皆様が快適にご利用いただけるように暖房便座の設置について検討してまいります。</p> <p>2. パソコン講習会の開催について</p> <p>町においては、デジタルを活用し町民の皆様の利便性を向上させることの検討を進めており、その一環としてスマホ等の講習会についても検討を進めております。なお、携帯会社によりますが、スマホ教室を無料で行っておりますので、お問い合わせいただければ幸いです。</p>
3	60代 女性	<p>県のホームページで「住宅の耐震診断補助事業市町村一覧」を見て、川西町も載っていたので、R 6年8/7に役場に行き、申請したいと言ったところ、「国からもお金が出るので、どうなるかわからぬ」と言われ、住所・氏名・電話番号を書いて預け…連絡待ちとなりました。</p> <p>しばらく待っても連絡が来なかつたので、再度11/11に役場を訪問すると、前回と同じ男の方が「もう今年分は終了したので、来年度は最優先で受け付けるようにします。事前に専門家が家を見るのですが、これから冬になると見にくいで、春になったら必ず連絡します」と言われました。</p> <p>しかし、R 7年の春になつても連絡は来ず、今まで待ちましたが、なしのつぶてです。</p>	<p>このたびは、こちらの不手際によりご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後は、同様の事案が発生しないよう努めてまいります。</p> <p>なお、令和8年度の木造住宅耐震診断士派遣事業につきましては、これまで旧耐震基準の昭和56年5月31日以前の戸建木造住宅のみを対象にしておりましたが、令和7年7月17日付け建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（平成18年国土交通省告示第184号）の改正等により、平成12年5月31日以前に着工された戸建木造住宅を対象とするよう制度の拡充を行っているところでございます。令和8年度の事業が制定されましたら、ご案内さ</p>

	<p>県のホームページでは、R 7年度も掲載されており、事業はあるはずです。</p> <p>担当者のお名前を聞いてこなかった（2階でした）のはこちらのミスですが、連絡すると言って2回もしてこないのは非常識で、もし担当が変わっていたら、引継ぎをするべきです。</p> <p>また、地震が全国で勃発する中、町の災害への備えに対する関心の低さもうかがえ、残念でなりません。</p> <p>再び役場へ出向いて、上記の事情をお話しする気力も失せましたので、町長への手紙に記載させていただきました。</p> <p>このような対応はいったいどうなっているのか、ご回答をお願いします。</p>	<p>せていただきます。</p> <p>改めまして、このたびの件につきまして深くお詫び申し上げます。何卒ご寛容いただきますようお願い申し上げます。</p>
--	--	---